

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和6年8月2日(2024.8.2)

【公開番号】特開2022-90025(P2022-90025A)

【公開日】令和4年6月16日(2022.6.16)

【年通号数】公開公報(特許)2022-108

【出願番号】特願2022-70398(P2022-70398)

【国際特許分類】

C 12 C 5/02(2006.01)

10

C 12 C 11/00(2006.01)

C 12 C 7/04(2006.01)

A 23 L 2/00(2006.01)

A 23 L 2/38(2021.01)

A 23 L 2/54(2006.01)

A 23 L 2/68(2006.01)

A 23 L 2/52(2006.01)

【F I】

C 12 C 5/02

20

C 12 C 11/00 A

C 12 C 7/04

A 23 L 2/00 T

A 23 L 2/00 B

A 23 L 2/38 J

A 23 L 2/54

A 23 L 2/68

A 23 L 2/52

【手続補正書】

【提出日】令和6年7月25日(2024.7.25)

30

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

糖質濃度が0.5g / 100mL以下であり、且つ、リン酸、クエン酸、ピルビン酸、リンゴ酸、コハク酸、乳酸、ギ酸、及び酢酸から選ばれる1種以上で構成されたリン酸又は有機酸である成分(A)の合計含有量が500 ~ 2600質量ppmであり、

クエン酸換算での酸度が0.01 ~ 1.00g / 100mLである、ビールテイスト飲料。

【請求項2】

前記ビールテイスト飲料が、成分(A)として、リン酸、クエン酸、ピルビン酸、リンゴ酸、コハク酸、乳酸、ギ酸、及び酢酸をすべて含む、請求項1に記載のビールテイスト飲料。

【請求項3】

pHが3.3 ~ 5.0である、請求項1又は2に記載のビールテイスト飲料。

【請求項4】

麦芽比率が50 ~ 100質量%である、請求項1 ~ 3のいずれか一項に記載のビールテ

50

イスト飲料。

【請求項 5】

前記ビールテイスト飲料が、ビールである、請求項1～4のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料。

【請求項 6】

成分(A)の合計含有量が700～2600質量ppmである、請求項1～5のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料。

【請求項 7】

成分(A)の含有量(単位：質量ppm)と糖質濃度(単位：g/100mL)との比[成分(A)/糖質濃度]が、1600～8500である、請求項1～6のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料。 10

【請求項 8】

リン酸の含有量が190質量ppm以上、
クエン酸の含有量が80質量ppm以上、
ピルビン酸の含有量が60質量ppm以上、
りんご酸の含有量が55質量ppm以上、
コハク酸の含有量が40質量ppm以上、
乳酸の含有量が30質量ppm以上、
ギ酸の含有量が1質量ppm以上、及び
酢酸の含有量が45質量ppm以上である、

請求項1～7のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料。

【請求項 9】

リン酸の含有量が190質量ppm以上850質量ppm以下、
クエン酸の含有量が80質量ppm以上450質量ppm以下、
ピルビン酸の含有量が60質量ppm以上200質量ppm以下、
りんご酸の含有量が55質量ppm以上350質量ppm以下、
コハク酸の含有量が40質量ppm以上300質量ppm以下、
乳酸の含有量が30質量ppm以上600質量ppm以下、
ギ酸の含有量が1質量ppm以上50質量ppm以下、及び
酢酸の含有量が45質量ppm以上220質量ppm以下である、 30

請求項1～7のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料。

【請求項 10】

炭酸ガス濃度が0.30～0.80(w/w)%である、請求項1～9のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料。

【請求項 11】

上面発酵酵母を用いた発酵により得られた飲料である、請求項1～10のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料。

【請求項 12】

原麦汁エキス濃度が、6.0質量%以上である、請求項1～11のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料。 40

【請求項 13】

総ポリフェノールの含有量が、前記ビールテイスト飲料の全量基準で、60質量ppm以上である、請求項1～12のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料。

【請求項 14】

アルコール度数が3.0(v/v)%以上である、請求項1～13のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料。

【請求項 15】

請求項1～14のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料を製造する方法であって、下記工程(1)～(2)を有する、ビールテイスト飲料の製造方法。

・工程(1)：各種原材料を用いて、糖化処理、煮沸処理、及び固形分除去処理のうち少 50

なくとも 1 つの処理を行い、発酵前液を得る工程。

・工程（2）：前記発酵前液に酵母を添加して、アルコール発酵を行う工程。

【請求項 16】

穀物に由来するスピリットを添加する工程を有しない、請求項 15 に記載のビールテイスト飲料の製造方法。

【請求項 17】

前記酵母が、上面発酵酵母である、請求項 15 又は 16 に記載のビールテイスト飲料の製造方法。

10

20

30

40

50